

議案第45号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和8年6月8日提出

新居浜市長 古川拓哉

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

**第1条** 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第24号)の一  
部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第  
243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う新居浜市職員の懲戒免除及び新居浜市職員の賠償責任に基づ  
く債務の免除に関する条例の一部改正)

**第2条** 昭和天皇の崩御に伴う新居浜市職員の懲戒免除及び新居浜市職員の賠償責任に  
基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第39号)の一部を次のように改正す  
る。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

**第3条** 新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例(昭和41年条例第44

号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。